

国立大学法人滋賀医科大学学長選考・監察会議

○：議長・委員長等(その委員会等の長)、□：議長代理、副委員長等

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 任 期 (始) | 任 期 (終) | 備 考 | 選任理由 |
|--|------------|--------|----------|-----------|-----|---|
| ○ 国立大学法人滋賀大学 | 学長 | 竹村 彰通 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 1号 | 高等教育に係る広範かつ深い見識と大学の教育・研究に係る豊富な経験を有するとともに、国立大学の経営・管理運営に係る業務に精通しているため。 |
| 社会福祉法人盛和福祉会 | 理事長 | 稲盛 豊実 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 1号 | 地域医療・福祉の実践に係る豊富な経験と深い見識を有するとともに、組織の経営・管理運営に係る業務に精通しているため。 |
| 元京都新聞社 | 元論説委員 | 井上 理砂子 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 1号 | 時事・社会問題に係る深い見識を有するとともに、国立大学の学長選考に係る豊富な経験と国立大学の経営に係る深い見識を有するため。 |
| 独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター | 副院長 | 野崎 和彦 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 1号 | 医師の教育・養成及び医学研究に係る豊富な経験と深い見識を有するとともに、国立大学病院の診療・管理運営及び地域医療に係る業務に精通しているため。 |
| 社会福祉法人青祥会 | 理事長 | 畑下 嘉之 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 1号 | 医師・看護師をはじめ医療職者の教育・養成や地域医療・福祉の実践に係る豊富な経験と深い見識を有するとともに、組織の経営・管理運営に係る業務に精通しているため。 |
| □ 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座 | (医学科長) 教授 | 清水 猛史 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 2号 | 本学医学部医学科・大学院医学系研究科医学専攻の教育・研究と医学部附属病院の診療に係る豊富な経験と深い見識を有し、同学科・専攻の管理運営に係る業務に精通しているため。 |
| 臨床看護学講座(小児) | (看護学科長) 教授 | 桑田 弘美 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 2号 | 本学医学部看護学科・大学院医学系研究科看護学専攻の教育・研究に係る豊富な経験と深い見識を有し、同学科・専攻の管理運営に係る業務に精通しているため。 |
| 生命科学講座(生物学) | 教授 | 平田 多佳子 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 2号 | 本学医学部医学科・大学院医学系研究科医学専攻の教育・研究に係る豊富な経験と深い見識を有しているため。 |
| 生理学講座(統合臓器生理学) | 教授 | 等 誠司 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 2号 | 本学医学部医学科・大学院医学系研究科医学専攻の教育・研究に係る豊富な経験と深い見識を有しているため。 |
| 外科学講座(消化器外科) | 教授 | 谷 眞至 | 2022.4.1 | 2024.3.31 | 2号 | 本学医学部医学科・大学院医学系研究科医学専攻の教育・研究と医学部附属病院の診療に係る豊富な経験と深い見識を有しているため。 |
| <p>国立大学法人滋賀医科大学学長選考・監察会議規程 (組織)</p> <p>第3条 学長選考・監察会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 国立大学法人滋賀医科大学経営協議会規程第3条第1項第4号に規定する委員のうち、経営協議会において選出された者 若干名</p> <p>(2) 国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会規程第3条第1項第5号から第7号までに規定する評議員のうち、教育研究評議会において選出された者 若干名</p> <p>2 前項各号の委員の数は同数でなければならない。</p> <p>3 第1項に掲げる委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (学長選考・監察会議の運営)</p> <p>第4条</p> <p>2 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選とする。</p> <p>3 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。</p> <p>4 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。</p> | | | | | | <p>※国立大学法人滋賀医科大学学長選考・監察会議の委員については、国立大学法人滋賀医科大学経営協議会及び国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会において、それぞれ学長選考・監察会議の委員の選出対象となる委員及び評議員の経歴・職務経験・専門分野等を参考に、本学の教育・研究・診療に係る見識や組織の経営・管理運営に係る経験等を勘案し、審議により選出している。</p> |